

第9回京都海区漁業調整委員会 次第

令和4年8月29日午後2:00～
京都府水産事務所 研修室

1 開 会

2 議 案

- 第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこ
けた網漁業）） 【第1号議案資料】
- 第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）
【第2号議案資料】
- 第3号議案 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック会議に提出する議題について
【第3号議案資料】

3 報告事項

- (1) 第15次漁場計画について 【報告事項(1)】
- (2) 京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針
の改正について 【報告事項(2)】
- (3) 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第58回）の結果に
ついて 【報告事項(3)】
- (4) 太平洋クロマグロ遊漁に関する委員会指示について
【報告事項(4)】

4 その他

5 閉 会

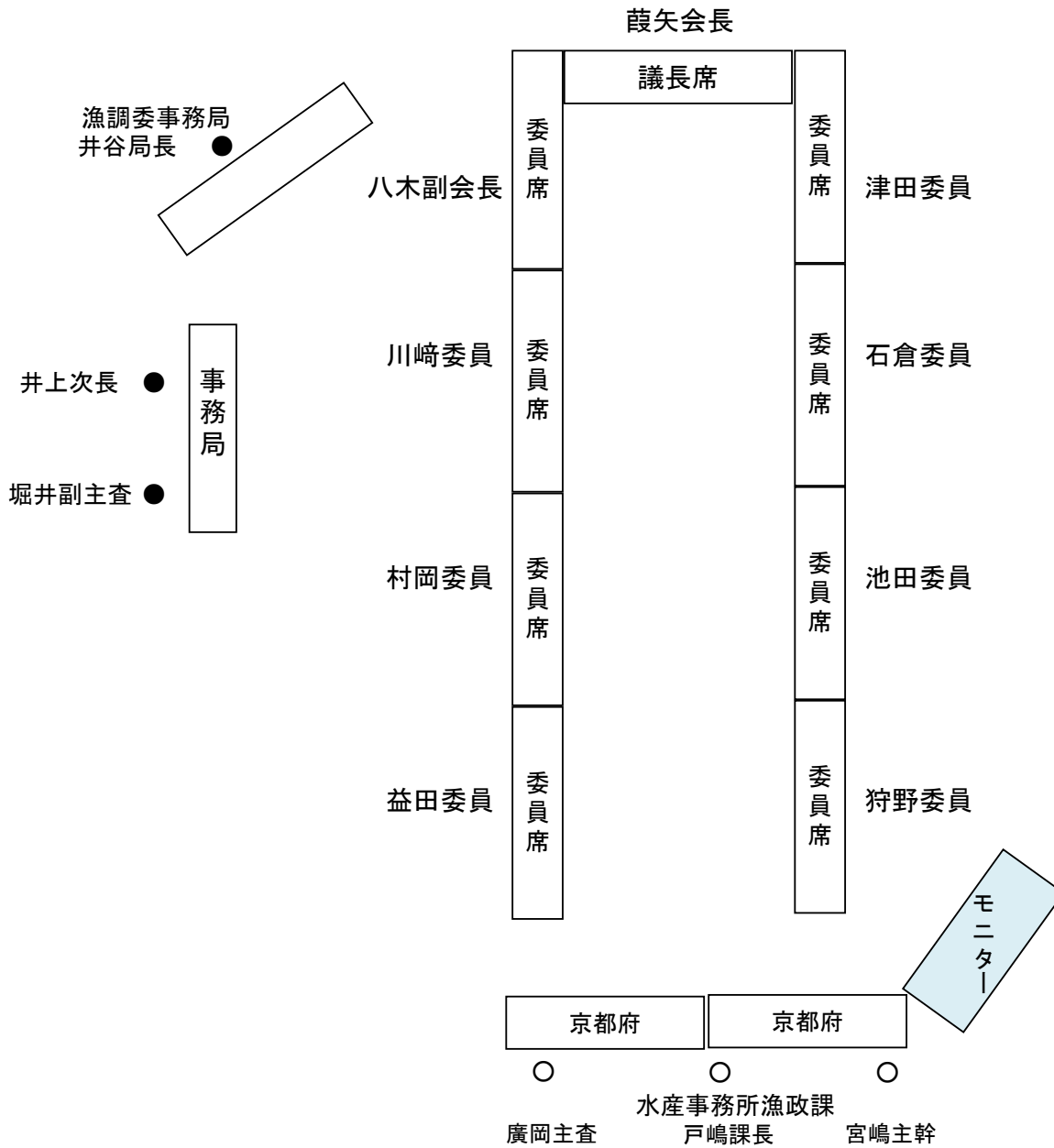
第22期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

役職	氏 名	備 考
会 長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委 員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委 員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委 員	狩野 安德	宮津地区 定置網漁業 栗田漁業生産組合組合長理事
委 員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委 員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委 員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委 員	池田 香代子	株式会社「とと屋」女将
委 員	吉本 秀樹	伊根町長

第22期京都海区漁業調整委員会（第9回委員会配席図）

令和4年8月29日(月)午後2時から
水産事務所 3階 研修室



第 1 号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料 1 小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））の制限措置等について（諮問）



4 水事第 272 号の 2
令和 4 年 8 月 8 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））
の制限措置等について（諮問）

標記のことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）
第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により、及び同項の
規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整
規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制
限措置を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用
する第 42 条第 3 項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和 4 年 9 月 15 日から令和 4 年 10 月 15 日まで
制限措置：別紙のとおり

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 廣岡
T E L	0772-22-4438

別紙

制限措置						条件
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
手繰第三種漁業 (なまこけた網漁業)	40件 (許可上限 (247) - 現行許可 (207) =40)	5トン以下	京共第1号	12月1日から 翌年5月31日まで	操業に関して 京都府漁業協 同組合の同意 を得ている者	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
			京共第2号	12月1日から 翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第3号	1月1日から 4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第4・6号	12月15日から 翌年4月30日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
			京共第5・6号	12月15日から 翌年4月30日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
			京共第8号	11月15日から 翌年3月31日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 2統びきの場合は金ヶ崎と黒鼻を結んだ線以南の舞鶴湾に限る。
			京共第11号	12月1日から 翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第11・12号	12月1日から 翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第12号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第14号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第15号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第16号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第19号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
京共第27号	11月20日から 翌年2月末日まで	免許漁業の妨害をしてはならない。				

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）

【理 由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料2 固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）の制限措置等について（諮問）



4水事第272号の3
令和4年8月8日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）の制限措置等について（諮問）

標記のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

あわせて、許可の有効期間を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第46条第2項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和4年9月1日から令和4年9月30日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：3年間（令和4年11月1日から令和6年10月31日まで）

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 廣岡
T E L	0772-22-4438

別紙

制限措置	内 容
漁業種類	固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	<p style="text-align: center;">2件</p> （許可上限（13）－現行許可（11）＝2）
操業区域	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア点 成生岬灯台から真方位266度5,300メートルの点 （北緯35度35分54秒、東経135度24分15秒の点）</p> <p>イ点 成生岬灯台から真方位316度6,000メートルの点 （北緯35度38分28秒、東経135度24分58秒の点）</p> <p>ウ点 成生岬灯台から真方位16度8,100メートルの点 （北緯35度40分20秒、東経135度29分12秒の点）</p> <p>エ点 成生岬灯台から真方位30度4,500メートルの点 （北緯35度38分14秒、東経135度29分12秒の点）</p> <p>[緯度・経度表記は世界測地系による]</p>
漁業時期	11月1日から翌年3月20日まで
漁業を営む者の資格	京都府舞鶴市字小橋、字三浜に住所を有する者
(参考)	
条 件	<ol style="list-style-type: none"> (1) 他種漁業の妨害をしてはならない。 (2) 刺網1連ごとの両端に、夜間にあつては標識灯火を、昼間にあつては赤色標旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、標旗には許可番号、漁業種類、漁業者氏名又は名称を明記しなければならない。 (3) 刺網の連数は2連以内で、その総長は、1,000メートル以内でなければならない。 (4) 網の目合いは12センチメートル以上、網丈（高さ）は3.6メートル以内の一重底刺網以外のものを使用してはならない。

第3号議案 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会
日本海ブロック会議に提出する議題について

【理由】

当海区から全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック
会議に提出する要望議題について、御審議をお願いします。

【添付資料】

資料3-1 令和4年度(第50回)全国海区漁業調整委員会
連合会日本海ブロック会議について(通知)

〃 2 【継続要望】

- ①沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
- ②クロマグロの資源管理について
- ③ミニボートの安全対策について

【新規要望】

- ④漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について

参考資料 前年度

「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望書」
「全国海区漁業調整委員会連合会要望書」及び要望
結果



事務連絡
令和4年7月29日

北海道連合
青森県西田
秋田県連形
山形県連山
新潟県連井
富山県連都
福井県連馬
京都市取
但馬取合
島根県連海
山口県日本
福岡県連合

海区漁業調整委員会事務局 御中

石川海区漁業調整委員会事務局

令和4年度（第50回）全国海区漁業調整委員会連合会
日本海ブロック会議について

このことについては、今年度は下記のとおり実施する方向で現在、調整中です。コロナ禍関係で決定が遅れて大変申し訳ありませんが、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

つきましては、令和5年度当ブロックの要望事項（別記様式）を、令和4年9月30日までに提出いただきますようお願いいたします。なお、複数の海区がある道府県におかれましては、お手数をおかけしますが、連合会区がとりまとめいただいたうえ提出をお願いいたします。

記

日時：令和4年10月18日（火）14時から17時まで

場所：石川県金沢市「KKRホテル金沢」大会議室

- ・懇親会および視察は中止とします
- ・新型コロナウイルスの感染状況により書面開催等に変更になることがあります。

石川海区調整委員会事務局
担当：辻 俊宏
TEL：076-225-1890
FAX：076-225-1656
t-tuji@pref.ishikawa.lg.jp

新規要望	継続要望
議 題	
提案理由、要旨等	

参考資料

「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること。

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長

平成18年12月開催の全漁調連会長・副会長会議で確認された具体的な整理方針

- 「 ○ 要望事項は「漁業調整」や「漁業管理」に関連したものに絞り込む
→ 「有害生物対策」と「海岸ゴミ・流木処理」は取り扱わない。 」

- ・ 有害生物の除去は、漁業調整委員会が取り扱う案件ではない。（有害生物により漁場計画の執行に支障が生じるとの考え方には無理がある。）
- ・ 外国からの流木対策は、一義的に一般の船舶を含む航行管理の問題。海岸ゴミ等も航行管理や環境問題の性格が強い。

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
提案理由、要旨等	
<p>京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は、沿岸から 3 海里までと他海区よりも著しく狭く、同漁業の漁場は沿岸漁業の漁場と競合している。そのため、本府沿岸では大中型まき網漁業の違法操業の疑いや操業を巡るトラブルが永年続いている。</p> <p>操業禁止区域は設定から 50 年以上も見直しがなされていないが、この間、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は急速に発達し、その漁獲圧は増大している。それゆえ、競合漁場における同漁業による資源の先獲りや、未成魚・産卵親魚の大量漁獲が、沿岸資源に与える影響も大きくなっていると考える。また、<u>最近では</u>国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が一方的に検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。</p> <p><u>一方で、本府はえ縄漁業者が回転灯を点け操業中に漁船ごと、まき網船にまかれる事案が発生し、この様な事が無いような機会を通じ、まき網漁業者に対し安全操業等の徹底を依頼している。</u></p> <p>については、大中型まき網漁業との操業を巡るトラブルをなくし、今後、沿岸漁業者が安定した操業を安心して実施できるよう、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、<u>現在のまき網漁業漁船の設備、漁労技術等の進捗</u>が十分勘案されたものになっていない。沿岸漁業者がまき網による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けないよう、見直しを行うこと。</p> <p>2 沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船への VMS 設置を早急に進める等、不完全な VMS の情報システムの改善を図るとともに、VMS 情報を積極的に活用した指導取締を行うこと。</p> <p><u>3 海上運航、安全確保から、沿岸域で航行・操業する際は AIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に務めること。</u></p>	

4 新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団がトラブルのない漁場利用を進めていくための話合いの場を定期的を開催すること。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、**許可権者**として事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。

※赤字部分が、前回からの修正箇所です。(以下、同じ)

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	クロマグロの資源管理について
提案理由、要旨等	
<p>平成 30 年からの数量管理により、クロマグロ小型魚(30kg 未満)及び大型魚(30 kg 以上)それぞれについて厳格な管理が求められるようになった。本府沿岸では本種は主として定置網漁業で漁獲されている。同漁業は資源に対して優しい受け身の漁法であるが、同じサイズの多様な魚種が同時に入網することから、特定魚種の選択的な漁獲は困難である。したがって、クロマグロの混獲回避作業には相当の労力を費やしており、操業自体を停止する等、漁業経営にも多大な影響が出ている。さらに、漁獲状況の取りまとめや報告等の現場における事務も増大している。</p> <p>一方、クロマグロを含め特定水産資源の資源管理については、都道府県の資源管理方針で、当該都道府県に住所や事業所のある者が特定水産資源を採捕する場合は、当該都道府県で管理(属人管理)することとなっており、住所地から離れた海域で操業するまぐろ延縄漁業等については、都道府県による操業実態の把握は困難である。</p> <p>また、令和 3 年 6 月からは、委員会指示により、遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告について義務づけられたが、遊漁者に対し、未だその制度等の周知が不十分であり、クロマグロの釣獲をめぐり漁業者から制度を理解していない遊漁者等への不満の声が大きくなっている。</p> <p>については、クロマグロの資源管理を円滑に実施するにあたり、下記事項を要望する。</p>	
記	
<p>1 定置網の操業に支障を来さないよう、漁獲可能量の配分について十分に配慮するとともに、採捕数量が漁獲枠に達しても操業を続けられるよう、効果的な再配分方法や管理手法を早急に確立すること。</p> <p>2 資源管理の取り組みにより、漁業者が休漁して減収が強いられる場合には、十分な支援措置等を講じること。</p> <p><u>2</u> 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。</p>	

- 3** 現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の許可のあり方や承認の条件、運用の仕方について再検討するとともに、まぐろ延縄漁業等については、遊漁と同様に国による管理についても検討を行うこと。
- 4** 遊漁者及び遊漁船業者に対し、国に対する採捕実績の報告については、漁業者の漁獲報告のように迅速にかつ漏れのないよう徹底すること。
- 5** また、資源管理の制度及びその重要性について広く国民に周知し、国が操業自粛や採捕停止の基準を示し、強く指導すること。

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	ミニボートの安全対策について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>小型船舶操縦免許や船舶検査が不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に、他船から視認しづらく、レーダーにも映りにくい。また、海上の基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全な航行、操業等を脅かす存在となっている。</p> <p>については、漁業者等、海面を利用する者の安全を確保するため、下記の事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ミニボートに関連する事故、トラブルをなくすため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講を義務付ける等、全てのミニボートユーザーが基本的な安全知識を確実に習得できるよう働きかけていくこと。</p> <p>2 海面を利用する者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講じること。</p>	

令和 4 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

新規要望	
議題	漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>定置網漁業は、日本海側沿岸漁業の主要な漁業であり、多くの漁業者を地元で雇用しており、地域の基幹産業となっている。</p> <p>一方、定置網漁業は、従来から受け身の漁業であり環境に優しい漁業とされてきたが、魚種の選択性が極めて低いことから、積極的な資源管理が難しい。このような状況のなか、今般の漁業改正においては、沿岸漁業についても資源の数量管理対象魚種の拡大が図られ、定置網漁業も対象魚種毎の資源管理への対応が求められている。</p> <p>特に、本府において、漁獲金額の約 3 割を占めるサワラ、ブリ類が、今後、TAC 対象魚種となる見通しであり、魚種の選択性の低い定置網漁業においては、サワラ、ブリ類が突発的に入網した場合に TAC 数量が超過してしまうこと、TAC 魚種で数量を超過することにより盛漁期に操業ができなくなることなど、漁業者が不安を持ち、漁獲量の制限だけで管理されると漁業経営に大きな影響が出ることを危惧している。</p> <p>改革の柱である資源管理の意義については理解できるものの、定置網漁業者は、網目の拡大や小型魚の保護など、従来から資源や漁業の特性に合わせ資源管理に取り組んでいることも考慮いただき、ついでには、水産政策の改革に伴う資源管理を推進するにあたり、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 漁業者が、TAC 制度を基本とする資源管理に安心して取り組めるよう、対象魚種の追加などに際しては、関係者への説明を通じて十分な理解を得ながら進め、資源管理目標及び資源管理措置の検討にあたっては、対象魚種ごとに生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSY ベースでの漁獲量管理を行わないこと。</p> <p>2 選択的に漁獲ができない定置漁業については、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、TAC による管理に固執せず、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮し、漁業の特性を考慮した漁獲可能量の配分や、都道府県間等との漁獲枠の融通を積極的に行うなど、地域にとって重要な漁業が操業停止に</p>	

追い込まれない資源管理の仕組みを構築すること。

- 3 やむを得ず減収等が生じた場合や漁業者が実施している自主的な資源管理では達成できないような TAC 数量となる場合は、対象とする魚種の漁業経営上の重要度に応じて経営を維持できるよう、適切な支援策を設けること。
- 4 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。